

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学（以下「法人」といい、法人が設置する大学を含む。）が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めることにより、法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公開」とは、法人が有する情報を容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。
- (2) 「開示」とは、この規程に定める閲覧請求手続に基づき、閲覧を請求した者に対して情報を示すことをいう。

(公開する情報)

第3条 法人は、次の各号に掲げる情報を、ホームページ等を通じて広く社会に公開する。

- (1) 法人及び学校の基本的情報
- (2) 経営及び財務に関する情報
- (3) 監査に関する情報
- (4) 寄附行為
- (5) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。）
- (6) 役員の報酬等の支給基準に関する情報
- (7) 教育研究活動に関する情報（卒業の認定・教育課程の編成及び実施・入学者の受入れに関する三つの方針を含む）
- (8) 教育研究等の評価に関する情報
- (9) コンプライアンス等に関する情報
- (10) その他社会一般に公開することが適当である情報

(開示する書類)

第4条 法人は、寄附行為及び次に掲げる書類を各事務所に備え置き、閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これを開示しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書
- (4) 事業報告書
- (5) 監査報告書
- (6) 役員等名簿
- (7) 役員報酬規程

2 前項1号から7号の書類（以下「財産目録等」という。）は、作成の日から5年間備え置かなければならない。

3 法人は、第1項に規定する書類以外に、常勤理事会が開示することを承認した情報について開示することができる。

(不開示情報)

第5条 前条に掲げる情報に次のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を不開示とする。

- (1) 個人に関する情報であって特定個人を識別出来るもの又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) この法人以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報
- (3) 法人の業務に関する情報であって、公にすることにより、この法人以外の法人その他の団体との信頼関係が損なわれるおそれ又は当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 公にすることにより、著作者の権利を侵害するおそれがあるもの

(閲覧申請手続)

第6条 閲覧請求者は、所定の申請書（様式第1号）に住所、氏名、閲覧を申請する情報の名称、閲

覧の目的その他の必要事項を記入し、本人確認書類を添えて、法人事務局（札幌市豊平区西岡3条7丁目3-1）に提出して行わなければならない。また、代理人による申請の場合は、委任状を提出しなければならない。

2 前項の申請は、法人の就業日の執務時間内に行わなければならない。

（閲覧申請の拒絶等）

第7条 法人は、次に掲げる場合は、閲覧の申請を拒絶することができる。

（1） 所定の執務日時外の日時に申請がなされた場合その他この規程に定める手続に違反した申請である場合

（2） 法人を誹謗中傷することを目的とする場合その他不法・不当な目的でなされた場合

（閲覧）

第8条 寄附行為及び財産目録等の閲覧は、法人の就業日の執務時間内に、法人が指定する場所において行わなければならない。

2 法人は、正当な理由がある場合は、閲覧を申請した者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することができる。

（閲覧の停止又は禁止）

第9条 係員は、寄附行為若しくは財産目録等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

（1） 寄附行為若しくは財産目録等を汚損若しくはき損し、又は指定された閲覧場所以外の場所に持ち出そうとするとき。

（2） 係員の指示に従わないとき。

（3） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

（4） その他この規程に違反したとき。

（取扱要領）

第10条 この規程に定めるほか、この規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

（所管）

第11条 この規程に関する事務の所管は、総務部総務課とする。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、令和4年5月25日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、学校法人札幌大学文書閲覧規程は廃止する。

様式第1号

（第6条第1項関係）